

# 足利義政の政治と女性 (中)

文學博士 三浦 周 行

## 四 織田氏の更迭問題

織田氏兄弟の更迭問題について、經覺要抄に「於兄者無正體者タル間先御代被退畢」といつて居る兄（前章では疑を闕いで置いたが、今は康富記寶徳三年十月十三日條に據つて卿廣と定める）は、康富記に「先年突鼻之織田」とか、「没落之織田」とか見えると同人で、義教の治世中其忌諱に觸れて追はれたものと知らるゝが、其如何なる理由に依つたかはもとより明瞭でなく、只「無正體者」の四字を通して想像を許さるゝに過ぎない。文字的常識判斷から見たならば、義教の處分は強ち妄斷ともいへぬであらうが、當時の事情は猶ほ再考の餘地

を存して居る。義教は恐ろしく自我の強い感情家であつたが、別して其晩年には驕慢増長の氣味も加はつて、相手構はず人もなげに振舞つた爲めに武家はもとより、公卿の中にも、彼れの機嫌を損ねて擯斥處罰されたものが頗る多く、心あるものから天魔の所行とさへ非難された。彼れの殺された嘉吉元年の正月に幕府に參加した宮女新内侍へのもてなしにみづから酌をしたけれども、辭退して飲まなかつたのを見て赫となり、向後の參府罷成らぬとたしなめた爲め彼女は一旦禁中をも退出するに至つたことがある。此埒もなき一挿話の中にも、義教の面目は躍如として居る。彼れに接觸して居た程の僧俗男女が、日夜不安の思に

おびえ乍ら、彼れの顔色をのみ窺ひつゝあつたことは寧ろ憐れむべきであつた。義政の擁立者として重大なる難局から幕府を救つた一代の大立者、畠山持國さへ彼れの激怒に觸れて家督を逐はれ河内へ逃れて居たことがある。彼れが赤松滿祐の一撃に不慮の最期を遂げたのも、畢竟積もる怨の酬いであつた。管領細川持之は變後時を移さず、主なる諸大名を幕府に召集して幼主三寅(義勝)をおし立つると共に、義教の爲めに罪に落ちた諸公卿の赦免を斷行した。彼れの勘氣を受けた武家も亦同時に赦されて安堵することを得たのである。義教の遭難直後に斯くも故人の加へた不合理なる處分の解除が幕府に取つて焦眉の急務と看做されたところに、其無上の悪政であつたことが立證される。織田卿廣が、何事か義教の憤怒を買つたとしても、是等の事情から推せば、必ずしも合理的の處分と認めることは出来まい。

義勝初政の特赦に卿廣の洩れたのは事實であるらしく、それが彼れの身上に取つて一つの暗影を投げかけるものと見られぬこともないが、彼れの起用について、康富記には、主家の斯波千代徳(義敏)と其家臣の甲斐入道(常治)とが強硬に義政の干渉を拒絶したと見える丈で、其理由を示して居ないけれども、經覺要抄には、義政から甲斐に其旨を諭し、甲斐から織田の兄は正體なきものであるから叶ひ申さずと言切つたと見える。千代徳は斯波氏の當主に相違はないが、彼れは義政と同じく十七歳の青年であつたから、義政の背後に今參局のあつた如く、甲斐が家臣の首班として國政を料理しつゝあつたやうである。千代徳の不同意といふも、實は甲斐の意志に出でたものであらう。然らば、そこにも又考慮すべき一つの事情が潜んで居る。

當時諸大名には皆被官人といひ内者(ウチモノ)といはるゝ

家臣があつたが、其主なるものを擧げると、斯波氏の甲斐、朝倉、織田、畠山氏の神保、遊佐、隅田、細川氏の安富、飯尾、山名氏の山口、大田垣赤松氏の上原、浦上、一色氏の延永、土岐氏の長井、齋藤、大澤杯がある。彼等の中には僭上の餘り、主家を我物顔に振舞ふもあつて、陪臣とはいへ、毎年の恒例として將軍を其邸に迎へたものもあれば、其面前に召出ださるゝもあつて權勢をさゝく主人を凌いだ。斯うしたものの、二人以上寄合ふどころに勢力争は勢ひ避け難きところであつた。若しも主家に家督の争でも起らうものなら、彼等は必ず其一方を支持して軋轢を重ねた。畠山持國の家督について、隅田が義就を奉じ神保と遊佐とが政長を助けて一家の分裂を來したことは、應仁亂の一誘因となつて居た程である。前章に擧げた土岐氏の内訌も亦内者の不和に依つて醸されたのである。斯波氏の内者として甲斐が如何に壓倒的

の威力を揮ひつゝあつたかは、織田兄弟の更迭問題の起つてから五年後の康正二年に千代徳の義敏が彼れの專横を惡んで、これを斥け、弟の近江を起用せんとしたこと、主従の間に確執を生じたことでも判らう。當時義敏は將軍の親裁を仰ぐに至つたが、義敏の家臣の多くは皆甲斐の與黨であつた上に、幕府の權臣伊勢貞親さへ其味方となり、義政の命を奉じて審理を遂ぐべき奉行迄が、甲斐の言分を理由ありと認められたから、義敏は本國に居たゝまらないで、京は東山東光寺に隠れた。(碧山日録)甲斐の中外に有する實力が、遂に其主君をも逐ふに至つたのを見ると、彼れが僚友を陥るゝが如きは、恐らく尋常茶飯事であつたらう。織田卿廣が斥けられたのは義敏の意志であつたとしても、其背後に甲斐の魔の手が動いて居たのではなからうか。何れにしても卿廣に對する甲斐側の非難のみを以て此問題の解決は望まれまい

義政の織田卿廣の起用命令に對する管領畠山持國の態度は、又前掲の二つの史料に依つて異同がある。康富記では持國は只義政の意を承けて斯波

に其服従を強ひたものであつて、義政の生母重子の干涉をも彼れが無用であるといつたことから、重子の不平を買うたといはるゝ位であるが、經覺要抄では義政から織田兄弟更迭の命を受けた初より諫止に力めた彼れは、再應の命令に接してから官職を睹しても抑止するの態度を示したとある。

其間一致し難い矛盾はあるけれども、康富記が、重子の營外に脱出した後、追の持國も驚いて、嵯峨の隱家を尋ね、歸來早々細川、畠山、山名、一色、京極の相伴衆と熟議を凝らした末、三寶院准后義賢を通じて、重子の述懐を義政に申達すると共に、今參局と織田卿廣との處分を追つたと書いて居るのを見れば、彼れの態度は此宿老會議の後

化後の彼れの主張を傳へて居るものとすれば、矛盾の跡は奇麗に打消せやう。

義政の命令を不合理(非儀)とする持國の主張には二つの理由があつた。一つは義教の處分した内者の事を、義政の改めるは宜くないといふ事であつて、二つは義政の嗣立の際に於ける斯波氏の態度を徳として、織田兄弟の事も特に甲斐に免じて干涉を見合したがよいといふことである。前者は幕府自身、義教の遭難直後に嘗て其忌諱に觸れて罪を蒙つた人々の特赦を行つた程であるから、理由としては薄弱で一顧の價値もないものである。後者とても、義政の代始に、斯波氏が毅然として動かなかつた爲めに、人心の安定に資したことはあつたにしても、敢て甲斐の處分と結附けて考ふる必要はなかりさうに思はるゝ。但此點は重子が織田兄弟の更迭に對する義政の干涉を喜ばなかつた理由と似通うて居る。彼女は此問題は千代徳の

意志に任すべきであると主張し、千代徳は立派な大名である上に、將軍家に取つても大切な一族であるから、此一事に依つて其面目を失はせるは好

ましき事でもなく、彼れの憤は又由々しき大事を生み出さうといつて居る。併しこれも千代徳は表面であつて、實は甲斐が恐ろしかつたのであらう。彼後年甲斐が義敏を逐うた時にも、管領細川勝元以下の宿老が會議の結果、將軍家の世家として重きをなした斯波氏の争ひは延いて天下の禍亂を招くの恐れがあると義政に進言して、主従間の融和を取繕つたことを思合すれば、重子の述懐は強ち杞憂に終らなかつたであらう。持國の諫諍が、千代徳を甲斐と言改めた外は、大體重子の述懐と一致して居るのは、偶其態度の硬化が重子との會見後にあつたことを裏書するものであらう。只斯る理由の下に千代徳否甲斐の面目を立てやうとするのは畢竟一種の情實論に過ぎぬのであつて、織田

氏兄弟の更迭に關する正邪曲直の問題は、猶ほ一つの謎として取殘されて居るのである。

而かも此問題が斯く迄紛糾を極めるに至つた裏面の事情を窺へば、それらは強ち問題の核子に觸れるものでもないことを見出し得るであらう。義政の背後に今參局のあつたことは、諸書の記載が一致して居る事であるが、重子に至つては、割合に委曲を悉くして居る經覺要抄にも全く其消息を絶つて居るのは寧ろ不思議である。これに關しては康當記を通じて重子の詐らざる告白を聞くのが最も捷徑であらう。彼女は嵯峨に遁れた後義政の遣した日野烏丸資任、日野勝光の兩使に向つてしみぐと次の如き述懐をしたことが同書寶徳三年九月二十四日條に見える。

内々密語分者、公方御成敗之事者、近日上臈御局(大館殿親類)並大御乳人此兩人每事一向被申沙汰之間、不可然之題目等相交、依之邂逅自大方殿有御口入之儀、公方にも無御承引、剩管領様も御口入無用之由被申敷、

毎事不可過御斟酌之由有御述懐、是併御隠居之御志歟云々、御内儀爲實者、不可然、所驚存也、(○中略)所詮大方殿與上臈局心底御不和之由來歟云々、但何も共ニ女中御事也、不知實説、就傳承聊注之、

重子の心事は當時今參局と乳母某女との兩人が、幕府の政治に容喙する爲めに、失政と覺しき事も見えるから、偶には母として助言をして見ても將軍が同意をせぬばかりか、管領迄御口入無用とどめ立てするのは心外の至であること聞こえる。これを見た人々の目に大方殿(重子)と上臈局(今參局)との不和合と映じたのは當然である。而かも雙方共に女性の身の裏面に行はれた暗闘とて、虚實の程は測り難いと康富も斷つて居る。

こゝで少しく重子の素性を洗つて見やう。彼女は裏松重光の女であるが、裏松家は日野家の一支流である。日野家は其支流の柳原資明が光嚴院に仕へて陰に陽に足利氏の創業を助け、其弟三寶院賢俊は敗軍の將として尾羽打枯らした尊氏に同院

の院宣を申下して朝敵の汚名を免れさせ、捲土重來の機會を與へたこと杯があつて、由來切つても切れぬ間柄にあつたが、裏松資康の女康子が義満の夫人となり同じく榮子が義持の夫人となつてからは、義教の夫人重子も、義政の夫人富子も、(義視の夫人も)皆其家から出で、居る。日野一家が將軍家の外戚として、朝廷はもとより幕府に於ても羽振のよかつたのは、烏丸資任が彼三魔の一人と謳はれたことにも掩はれぬ。重子は前將軍義勝及び義政の生母であつたとはいへ、人一倍氣むづかしい夫にかしづく爲めには尋常ならぬ苦心を重ねたらうと思はるゝが、思ひがけなき夫の變事に逢うた後は更に幼兒を將軍にもり立て、行く女心の惱みは一と入であつたらう。而かも營中の尊崇を一身に集めた彼女が時に觸れて幕府の政治に容喙したことは、彼女自身の告白にも明らかであるもとより吾子の善政を望んだ誠意に出でては居た

らうけれども、中には稍其度を越えて、なくもかなと思はるゝふしもないではなかつたらしい。一例を蔭涼軒日録に求めると、當時幕府の特別保護の下にあつた五山十刹諸山の住持の入退院には一定の制限があつたにも拘らず、寛正二年十二月、彼女は其最負にした慈育上座を北山靈鷲寺内給弧庵の住持として押して入院させた。此不法の強制處分に驚いた同庵の現住鷲尊藏主は、運署を以て寺奉行飯尾美濃入道に命せられて、鷲尊を入院させられたき旨を幕府に申出でたから、義政はこれを受理して奉行に審理させて居る。それかあらぬか、翌年二月に幕府は、官舉停止の令を發し、住持の入退院共に一定の規定に基いて將軍の承認を要することゝした。それと思合すべき出來事は後年義政の夫人富子の干渉として現れたことがこれも同書に見える。寛正六年六月、富子は普廣院周演侍者を侍香に轉位させやうと、鹿苑院方丈に推

舉したけれども、鹿苑院は件の官舉停止令を楯に同意を表せない。交渉に交渉を重ねた末漸く將來は固く吹舉を停めることを條件として、此度はかりの同意を得ることに纏め、寺からは、官舉に依らずして自發的に申請する形式を取り、其旨義政の養嗣子義視を以て執成して見たものゝ、義政は其寺法に抵觸するを指摘して裁可を與へなかつたのである。此一例は義政が如何に寺法尊重の決意の牢固であつたかを示すと共に、官舉停止の嚴令が、其後年夫人の干渉を斥けた事實に思合せて全く慈母の不當處分を否認するの意に出でたものであることは明白である。

重子の折角の助言が義政に容れられなかつたのはもとより是等一二の場合には限らなかつたであらう。而かもそれが今參局や乳母の爲めに、母子の愛を割かれたと思ひつめては悔恨の情に堪へなかつた彼女にも同情すべき點はないでもなからう

所謂大御乳人については、康富記の外に記載はないが、由來乳母は哺育の恩に對して成人の後迄も殊遇を受けるにつれて、政務に容喙することもあつたのは、公武の歴史の一致するところであつて別段不思議はないが、今參局が斯る特殊の地位を占むるに至つた徑路については、當時の記録に幕府の女官といひ、將軍の嬖妾といふも、其真相は依然として不明である。さり乍ら其何れにもせよ女性の政治に容喙するは、一般に毛嫌されて居たばかりでなく、他而幕府の政治組織とも相容れぬものがあつた。鎌倉の名執權泰時が始めて評定制度を採用してから此方、將軍の最高顧問の合議制に依ることが武家政體の原則と認められた。足利幕府に至つても三管領四職等を加へた宿老の合議は將軍の擁立其他の重大政策を決定すべき重要な機關であつた。其間女性の容喙を許すべき餘地のあらう筈がない。此機關を無視したとの非難の

前にはもとより所謂大方殿も上臈局もない譯ではあるが、一方は將軍の生母として營中に重きをなした貴女であるから、同じ事も大目に看逃さるゝ有利な立場にあつたのに反して、一方は世上の非難を一身に受けねばならぬ窮地に置かれたのも是非ない次第であつた。彼女を評して「傍若無人」といひ、「頗可比褒似」といひ、さては女だてらに三魔の一人に迄祭り上げたのも亦群集心理の一つの現れに過ぎぬ。只營中奥深く垂れこめて、大館氏といふの外には其名も素性も確かならぬ彼女の性行心事について果して何程の眞事實を捉へ得ての評語であるか甚だ覺束ない。彼女については是迄無關心であつた管領も重子の脱走があつてから、始めてあわて出して相伴衆を召集し善後策を講じた揚句は、何はさて措いても其歸還を仰ぐことに一決して、彼女の提出した條件全部を容るゝこととなり、義政も母子の關係から其同意を餘儀なくさ



れて、織田卿廣の起用を斷念したものの、今一つの條件であつた今參局の京外追放は其後程なく緩和されて、將來は斯様な政治上の差出口を差控へるとの一片の釋明で事済となつた。而かも此圓滿解決の後、嵯峨から歸營した重子を迎へて取るものも取敢へず幕府に參賀した公卿等は、東向の衆といはるゝ人々のみであつて、西向の衆は一回不參したばかりか、後年垂簾の政治を謳歌した關白一條兼良さへ一時參賀を差控へたのは、今參局に

呪まれて後日の祟を招くことを恐れたからでなかつたと言切ることが誰に出來やう。

此後に於ても局が尙ほ義政の信任を失はなかつたことはこれより八年を過ぎた長祿三年正月彼女の失脚した時に、此五六箇年、權勢を振ひつゝあつたと經覺の言つて居ることや、其前年の三月二日に、義政が親しく彼女の邸に臨んだ記事の寺務方諸廻請に見えること杯でも知れやう。